

東京福祉大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京福祉大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成23(2011)年4月1日から平成26(2014)年3月31日の期間で「基準2」「基準7」について再評価を申請すること。

II 総評

建学の精神は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」、使命・目的は「柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材育成」と定められている。学内出版物にも記載され、仕事始め、式典、新生オリエンテーション、「新任者研修会」「非常勤講師研修会」などで説明されている。

大学は、社会福祉学部、教育学部、心理学部、社会福祉学研究科、心理学研究科で構成されている。教養教育の責任体制は十分とはいえ、早急に教養教育を専門に担当する組織を設置することが必要である。大学の最高意思決定機関である「教育研究評議会」は、学則に規定されておらず、早急に学則に明記するよう改善が必要である。

大学の建学の精神・基本理念及び目標は学則上、明確に定められているが、各学部・学科の人材養成目的は明示されていない。教育課程は明確であり、資格取得につながる科目が体系的に配置されている。授業出席率の目標が設定され、きめ細かい指導、支援体制がとられている。「国家試験対策委員会」「全学キャリア教育委員会」が就職指導室と連携し成績不振学生への対応、改善指導などをきめ細かく行っている。

アドミッションポリシーは、福祉や教育現場で活躍できる人材養成を目的として定め、適切に運用されている。就職・進学支援の体制については、目標を明確にして取組み、就職状況や就職情報を共有しながら改善に努めており、その成果として高い就職率を上げている。

教育課程を遂行するための必要な教員数は、設置基準を満たしている。教員の採用・昇任の方針は明確に規定され、教育担当時間も適切に配分されている。FD(Faculty Development)については、FD委員会を中心に、講演会、研修会、授業参観とその後の感想会の開催などが行われ、積極的な取組みが行われている。

大学の運営上必要な職員数は確保され、教育研究支援体制を支える事務組織は整備されている。教員の教育研究活動の支援については、教学上の各種会議、委員会、全体ミーティングなどに職員が構成員として参画し、職員と教員の相互理解が図られている。

管理運営については、理事の欠員が長期にわたって続いており、早急な補充が必要である。また、重要案件が理事会に諮られていないものがあり改善が求められる。自己点検評価が開学以来実施されていないので、適切な自己点検評価体制、評価計画を整え、実施するとともに、報告書はホームページ上での公開が必要である。

財政は、ここ数年厳しい状況にあるが、入学者確保は改善されつつある。財政の中期的計画を早急に策定し、財政の安定化に向けた取組みを進められたい。財務情報については、ホームページへの掲載が求められる。

施設条件については、伊勢崎キャンパスは十分に設置基準を満たしているが、池袋キャンパスは、学生数に対する教学条件が十分とはいえず、校舎・教室間の移動や図書館の学生対比の座席数、サークル室が無いなど問題があり、早急な対策が求められる。池袋キャンパスに、伊勢崎キャンパスとほぼ同数の学生を受入れており、教育環境や教育体制との関係で改めて学生受入れ計画の策定が求められる。

学外者に大学の備えている教室、会議室、体育施設などの貸出しを行っている。他大学との連携については、韓国、米国、中国などの大学と協定を結び、共同研究や国際交流などに取組んでいる。

組織倫理については、「東京福祉大学倫理委員会規程」を定め、倫理委員会を置き活動している。また、「東京福祉大学安全衛生管理規程」を定め、各責任者、管理者の責務を明確にするとともに、安全衛生対策を進めている。引続き、セクハラ対策の強化を進められたい。

以上の通り、大学の管理運営や理事会運営の基本に関わる重要な点で問題があり、これらの早急な改善に努力されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」と定め、学長訓話、仕事始め、式典、新入生オリエンテーション、「新任者研修会」「非常勤講師研修会」などで説明されている。また、学内出版物にも記載するなど周知に努めている。在学生・受験生などに対しても、大学案内、大学ホームページ、入学時のオリエンテーションなどをはじめ、さまざまな機会に周知する努力がなされている。特に、実習前の演習科目での内容説明と、それに基づく討論はユニークな取組みといえる。しかし、建学の精神を実現するための具体的・総合的計画としての将来構想や中長期計画が策定されておらず、体制を整備し、策定に取り組むことが望まれる。

大学の使命・目的は「柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材育成」と明確に定められており、特色ある学科や履修プログラム、地域社会との連携などを通じ、達成に向けた取組みを行っている。ホームページ、大学案内、大学院案内に掲載しているほか、学生向けのオリエンテーションや教職員向けの研修会で周知を図っている。

【優れた点】

- ・建学の精神を具体化し、掲げられた人材養成目標を達成するため、教育成果の測定基準として、国家試験合格者数、合格率、就職率、授業出席率など数値目標を掲げ、その実現に挑戦している点は、実効性ある取組みとして評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしていない。

【判定理由】

大学の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的を実現するため、社会福祉学部、教育学部、心理学部、社会福祉学研究科、心理学研究科を設置している。

教養教育の責任体制は十分とはいえ、早急に教養教育を専門に担当する組織を設置することが必要である。

大学設立当初、1 学部 1 学科体制として発足した大学運営組織から、現在、3 学部体制への移行期にある。教育研究に関わる意思決定機関は、平成 22(2010)年度に、大学の最高意思決定機関として「教育研究評議会」が設置され、「全学教授会」が廃止された。これにより、特定の学部に係る事項については当該学部の教授会に諮られ、学部間の調整が必要な事項、全学的な事項については「教育研究評議会」に諮られ、決定されている。しかしながら、この「教育研究評議会」が学則には規定されていない。また、「学部教授会」は、キャンパスが離れていることから、校地によっては代表委員のみの出席となっている学部もあり、学則に定められた構成員の参加の条件が保証されていない点は改善が必要である。このように、教育研究の基本組織の運営に、重要な点でいくつかの問題がある。

【改善を要する点】

- ・「全学教務委員会」が教養教育に責任を持つ体制となっているが、「学部教授会」「教育研究評議会」との関係が不明確であり、教養教育の責任体制が十分とはいえないので、早急に教養教育を専門に担当する組織の設置を行うよう改善が必要である。
- ・大学の最高意思決定機関として「教育研究評議会」が設置され運営されているにも関わらず、学則にそれが規定されておらず、早急に学則に明記するよう改善が必要である。
- ・キャンパスが離れていることから、「学部教授会」に校地によっては代表教員のみ出席となっている学部があり、学則に定められた構成員が参加できる状況になっておらず、構成員の出席を可能とするよう条件の改善が必要である。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神・基本理念及び目標は学則上、明確に定められているが、各学部・学科の人材養成目的は明示されていない。

教育課程は明確であり、資格取得につながる科目が体系的に整備されている。GPA(Grade Point Average)や授業出席率の目標が設定され、これに達しない学生や2回連続して欠席した学生に対しては、速やかな指導、支援体制がとられている。「アカデミック・アドバイザー制度」は、学生の学習支援、各種相談、就職支援などで成果をあげている。在学生個別状況調査票による学習状況の点検、把握も行われている。キャンパスが3つに分かれており、キャンパスごとの教育環境に差がある点は、今後、課題の整理と対策が望まれる。国家資格の取得を重視し、学生が複数の資格を取得できる制度も特徴的である。社会福祉士・精神保健福祉士の合格率や合格者数を教育目的の達成状況を点検評価するための指標として設定し成果をあげている。

「国家試験対策委員会」「全学キャリア教育委員会」が就職指導室と連携し、学生の学習到達状況の把握と指導、成績不振学生への対応、改善指導などきめ細かな指導を行っており、国家資格の高い合格率に結び付いている。

【優れた点】

- ・「アカデミック・アドバイザー制度」によって、全教員が少人数の学生を担当し、学生の学習支援、各種相談、就職支援などきめ細かな指導を行い、資格取得率や就職率に効果をあげていることは評価できる。
- ・学習成果を図る GPA(Grade Point Average)の目標数値の設定、学生の授業出席率の目標設定など、教育目標を達成するための具体的な目標値を設定し、これに達しない学生に対し速やかな指導を行っていることは評価できる。

【改善を要する点】

- ・学則に、学部、学科又は課程並びに研究科又は専攻ごとの教育目的が明記されていないので、改善が必要である。

【参考意見】

- ・キャンパスごとの教育環境、開講科目や履修条件、資格取得条件に差異があるので、学生の要望なども踏まえ、検討することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、福祉や教育現場で活躍できる人材養成を目的として、明確に定められている。入学案内、ホームページなどへの掲載、大学説明会、高校での説明会、保護者に対する説明などによって適切に運用されている。学生募集状況については、さま

ざまな取組みにより定員充足状況は改善の方向にあるが、今後とも適切な入学生管理に努力されたい。

「アカデミック・アドバイザー制度」による学生の学習支援、各種相談、また、授業評価アンケートに基づき改善を促進するシステムなどにより、学生支援に努力されている。

また、学生サービスについては、キャンパス立地の違いからの不利益が生じないよう改善と充実に向けた取組みが望まれる。

就職・進学支援の体制については、目標を明確にして取組み、就職状況や就職情報を共有しながら改善に努めており、その成果として高い就職率を上げている。

【優れた点】

- ・就職目標を明確にし、進行状況を常に全体ミーティングなどで共有しながら改善に取り組む、また、個別学生への徹底した援助や全員の状況把握に努め、その成果として高い就職率を上げていることは評価できる。

【参考意見】

- ・3か所のキャンパスのそれぞれ立地条件が異なるので、課外活動支援、学生相談・支援体制などの学習環境や学生サービスについて、課題を整理し充実することが望まれる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するための必要な教員数は、設置基準を満たしており、開講科目に対応する教員が配置されている。教員年齢構成及び男女バランスは偏りがあるが、是正に努めている。

教員の採用・昇任の方針は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園就業規則」に明確にされており、採用・昇任の運用については「東京福祉大学教員任用規程」「東京福祉大学教員人事委員会規程」などに基づき適切に運用されている。また、7年間契約を継続した教員のうち、「東京福祉大学テニヤ取得に関する内規」の該当者に対して、テニヤ（終身雇用保証）の申請資格が与えられている。

教育担当時間については、6コマを標準として運用し、増加分については増担手当を支給して対応している。

FD委員会を中心に、FD(Faculty Development)の講演会、研修会、授業参観とその後の感想会の開催などが行われ、毎週行われる全体ミーティングで授業方法の改善に取り組むなど、積極的な活動が行われている。「教員業務評価制度」を設け、授業参観などFDの取組みや実際の教育現場での実践も踏まえて、自己改善を促進するなど、教員の活性化に取り組んでいる。授業評価の方法を工夫し、その学生の評価結果は図書館で公開している。

【優れた点】

- ・ 教員業務評価制度を設け、自己申告に基づき、授業参観など FD の取組みや実際の教育現場の実践も踏まえて、業績評価を行い教育改善や教育力向上に生かすシステムは評価できる。
- ・ 創立当初から取組まれている授業評価の評価方式を数値評価（A 方式）、記述評価（B 方式）に分けて実施し、その集計結果を図書館で公開する取組みは評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の運営上必要な職員数は確保され、それぞれの部署へ適切に配置されており、教育研究支援体制を支える事務組織は整備されている。職員の人事（採用・昇格・異動）については、法人の就業規則に定められている。事務局長が、理事会方針、人事方針などを全管理者に説明を行うなど適切に運営されている。また、年 3 回の人事考課も特徴ある取組みといえる。

職員の資質・能力の向上のための取組みとしては、全体ミーティングや学内研修会を開催し、全教職員を対象として入試・学生募集などの実務的な研修が行われている。

教員の教育研究活動の支援については、教学上の各種会議、委員会、全体ミーティングなどに職員が構成員として参画し、職員と教員の相互理解が進められている。また、教室・授業以外においても学生に対して、職員がさまざまな支援を行っている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしていない。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」及び「東京福祉大学学則」、その他の諸規程によって定められている。しかし、文部科学省より指摘を受けた欠員理事の補充が行われず、現在、指摘時よりも欠員が増加している現状であり、早急に補充を行うことが必要である。

大学の管理運営体制の改革によって「全学教授会」に代わり「教育研究評議会」が設置された。しかし、この決定過程が不明確であり、教学の重要機関の規程が理事会に図られていない。

平成 12(2000)年に開学後、全学的な自己点検評価が行われていない。平成 21(2009)年度に「自己点検・評価委員会に関する規程」を整備し、現在学長のもとで取組みを始めているが、早急に適切な自己評価体制、自己評価計画を整備する必要がある。合わせて、今後、

実施された自己評価報告書はホームページ上での公開が求められるとともに、点検評価結果を大学運営に反映し、迅速な改善につなげる必要がある。

このように、理事会運営や自己評価の基本に関わって重要な問題があり、早急な改善が求められる。

【改善を要する点】

- ・理事の欠員が、「平成 21 年度大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査留意事項」での指摘以降も続いており、早急に補充を行うよう改善が必要である。
- ・理事会に大学の基本組織規程など重要案件が諮られていないので、改善が必要である。
- ・自己点検・評価は、大学創設以来行われていないので、早急に自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、評価結果を大学の運営に反映できる仕組みを確立し、自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況は、ここ数年の学生数の変動や事業計画の変更などによる支出により、消費支出が帰属収入を上回り、厳しい財政状況にある。財務委員会を規程に基づき開催し、総合的な中長期事業・財務計画を策定することが必要である。会計処理については、監事、公認会計士による監査を受けている。また、決算、予算、補正などの審議手続きは、寄附行為や法令などに則り適正に処理されている。

財務情報については、関係書類を事務局に置き、窓口での閲覧による情報の公開が行われている。ホームページ上での財務諸表の公開は、平成24(2012)年度から実施する予定であるが、より早期の公開が望まれる。

外部資金の導入として、科学研究費補助金は、収入、件数ともに増加している。今後は、寄附金、委託事業、収益事業などの獲得に向けての取組みの強化が望まれる。平成22(2010)年度は入学者が定員を上回り、収容定員も充足されつつあり、定員確保のための対策が進んでいる。

【改善を要する点】

- ・財政健全化に向けて、総合的な中長期事業・財務計画を早急に策定することが必要である。

【参考意見】

- ・財務諸表などをホームページ上で、早急に公開することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学キャンパスは、伊勢崎キャンパスのほかに池袋と名古屋にキャンパスを置き、伊勢崎と池袋でほぼ半々の学生を受入れている。多様な学生のライフスタイルに合わせたキャンパスの選択という点での都心におけるキャンパスの活用は有効であり、交通・経済的環境の利便性が高く、選択する学生が多い。しかし、自己評価でも課題とされており、特に池袋キャンパスは、学生数に対する施設条件、教育環境条件は十分とはいえない。教室がいくつもの建物に分散して、借用による面積的制約などから発生する教育・学習条件（運動場、図書館座席数など）、施設設備の安全性（外部からの侵入、階段など）、アメニティ（談話室、食堂など）には課題がある。すでに改善の取組みに着手しているので、引き続きこの取組みを強化されたい。池袋キャンパスでの適切な学生受入れ人数について、教育環境や教育体制との関係から改めて方針を明確にする必要がある。

伊勢崎キャンパスは、在籍学生数に対して、校地・校舎の面積は、設置基準上の必要面積を十分満たし、キャンパスは整備されている。介護、入浴、家政・調理、図工、多目的など各実習施設は整っている。図書館も学生数と比して十分な座席数があり、学生駐車場も十分な駐車スペースが整備されている。

【改善を要する点】

- ・池袋キャンパスは、校舎間の移動や図書館の座席数、サークル室、運動施設がないなど、在籍学生に対し施設条件が十分とはいえず、「教育学部教育学科設置計画履行状況調査留意事項」の指摘に基づき、早急な改善計画の立案と実行が必要であり、改善を要する。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園施設（学外者）貸与規程」を整備し、社会一般に大学の備えている教室、会議室、体育施設などの貸出しを行い、地域の障がい児の放課後や夏休みの活動への協力や講演会なども実施している。また、「東京福祉大学公開講座規程」に基づき、無料の公開講座を行っている。公開講座の中で、外部講師を加えて地域の専門職に安価で講座を提供するものを専門講座とし、地域の専門職や保護者などが幅広く受講している。

他大学との連携については、「国際交流の推進」を軸にして、韓国、米国、中国などの大学と協定を結び、共同研究や国際交流などに取組んでいる。

「全学地域連携推進委員会」が組織され、伊勢崎市と協定を締結し、「伊勢崎市教育委員

会」と覚書を交わして地域連携を進めている。また、群馬県が企画する「地域・大学連携モデル事業」などに教職員が参画することなどを通して、地域連携が推進されている。

【優れた点】

- ・伊勢崎市の小・中学生を対象に、勉強塾、保健室、小中学校や特別支援学校の授業補助などに「ボランティアチューター」として学生を派遣していることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

セクシュアルハラスメントなどの防止対策については、「東京福祉大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び措置に関する指針」に加え、平成 21(2009)年度から「東京福祉大学セクシュアル・ハラスメント等対策委員会規程」「東京福祉大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除のための措置に関する規程」を制定している。今後とも理事会決定に基づきセクハラ対策の厳正な実施、広報、啓蒙活動などの充実を期待したい。

「防火管理規程」は整備されているものの、実際の防火、防災訓練がキャンパスによっては行われておらず、緊急危機管理体制についてもマニュアル化、チャート化が不十分であり、今後の整備が望まれる。

組織倫理については、「東京福祉大学倫理委員会規程」を定め、「倫理委員会」を設置し活動している。また、安全衛生についても、「東京福祉大学安全衛生管理規程」を定め、各責任者の役割と職務にするとともに、安全衛生対策を進めている。

全学的な広報活動を統括する広報委員会も設置されている。

【参考意見】

- ・「本学校法人の今後の運営管理体制について」（平成 20(2008)年 5 月 29 日、理事会決定）に基づき、管理運営機構の更なる整備とセクハラ対策の厳正な実施を進め、「東京福祉大学セクシュアル・ハラスメント等対策委員会規程」に定められた活動の一層の充実が望まれる。
- ・防火、防災訓練は、伊勢崎キャンパスや名古屋キャンパスでは行われておらず、教職員への教育・訓練も不十分であるので、早急な改善と訓練の定期的な実施が望まれる。
- ・危機管理体制については、マニュアル化、チャート化の実施、規程で定められた委員会の開催が望まれる。

